

宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領

令和元年11月29日

企業局総務課

宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領（平成10年7月22日局長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 宮崎県企業局が発注する建設工事に係る入札における低入札価格調査制度については、企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号。以下「規程」という。）第120条によるほか、この要領の定めるところによる。

（調査基準価格の設定）

第2条 落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）となるべき者の当該申込みに係る価格（規程第88条第1項の入札金額をいう。）によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を必要とする基準として、調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格の基礎額は、予定価格の算出の基礎となる設計書等により、次項各号に掲げる額の合計に補正係数100分の103及び消費税率を考慮した100分の110を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

3 調査基準価格は、前項の基礎額に一定割合以下のランダム（無作為）値を乗じて得た額とする。

（1） 建設工事（次号から第7号までを除く）

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

（2） 鋼橋架設工事及び電気通信工事のうち鉄塔・反射板工事
工場製作対象に架設工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 間接労務費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 工場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

架設工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(3) 電気通信工事

工場製作対象に据付工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、機器単体費の額に10分の9.7を乗じて得た額とする。

据付工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 機器間接費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(4) 機械設備工事

工場製作対象に据付工事対象を加算した額とする。

工場製作対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接製作費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 間接労務費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 工場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

据付工事対象は、次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 据付間接費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑤ 設計技術費の額に10分の9を乗じて得た額
- ⑥ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(5) 営繕工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）

- ① 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 直接工事費の額に10分の1を乗じて得た額に現場管理費の額を加算した額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

(6) 営繕工事（昇降機設備工事、専門工事）

- ① 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 直接工事費の額に10分の2を乗じて得た額に現場管理費の額を加算した額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

4 設定した調査基準価格は、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「調査基準価格入札書比較価格〇〇円（消費税抜き）」と記載する。ただし、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

（失格基準価格の設定）

第3条 調査基準価格を下回る価格の場合に契約の内容に適合した履行がされないおそれ

があると判断される基準として、失格基準価格を設定することができるものとする。

- 2 失格基準価格は、予定価格に100分の87を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。
- 3 設定した失格基準価格は、予定価格調書に「失格基準価格〇〇円」と記載し、失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「失格基準価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き)」と記載する。ただし、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

(入札参加業者への周知)

第4条 企業局長は、次の事項を入札参加者へ周知するものとし、その方法は入札公告において、工事毎に示すことにより行うものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格が設定されていること(失格基準価格を設定した場合に限る。)
- (3) 開札の結果、失格基準価格により失格となる者(以下「失格者」という。)を除く調査基準価格を下回る入札(以下「低価格入札」という。)を行った者(以下「低価格入札者」という。)がいる場合は、落札決定を保留すること。
- (4) 失格者を除く低価格入札者(以下「調査対象者」という。)は、最高評価値者(総合評価落札方式にあつて評価値が最も高い者をいう。)、又は最低価格入札者(総合評価落札方式以外にあつて最低の価格で入札した者をいう。)であっても落札者等とならない場合があること。
- (5) 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。
- (6) 調査対象者が契約する場合、第13条に定める措置を講じること。
- (7) 調査対象者が契約する場合、第14条に定める工事完成後における実績確認調査を実施すること。

(落札決定の保留)

第5条 開札の結果、調査対象者がいる場合は、落札決定を保留し、企業局建設工事等電子入札実施要領(平成20年4月1日総務課定め。以下「電子入札実施要領」という。)第21条に定めるところにより落札決定保留通知書を通知するものとする。

(低入札価格調査書類の提出)

第6条 企業局長は、調査対象者がいる場合は、落札決定保留通知書の通知後、調査対象者に対し、次項各号のうち、工事毎に入札公告において定める低入札価格調査書類(以下「調査書類」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 調査書類は、表紙(様式一表紙 低入札価格調査書類の提出について)を付けた低入札価格調査書類作成要領(別添1)に定める次の様式及び各様式の添付書類とする。ただし、企業局長が以下の項目の調査に関し必要な書類の提出を求めた場合は、この限りではない。

(1) 積算関係

様式①-1 当該価格で入札した理由

様式①-2 積算内訳書①

- 様式①－3 内訳書に対する明細書②
- 様式①－4 共通仮設費の内訳明細書
- 様式①－5 現場管理費の内訳明細書
- 様式①－6 一般管理費の内訳明細書
- 様式①－7 経費節減調書
- (2) 下請予定業者関係
 - 様式②－1 下請予定業者等一覧表
 - 任意様式 下請予定業者等との仮契約書(写)
 - 様式②－2 下請予定業者等との契約に関する誓約書
 - 様式②－3 施工体制台帳
 - 様式②－4 施工体系図
- (3) 配置予定技術者関係
 - 様式③ 配置予定技術者名簿
- (4) 契約対象工事関係
 - 様式④－1 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)
 - 様式④－2 手持ち工事の状況(対象工事関連)
 - 様式④－3 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (5) 資材関係
 - 様式⑤－1 手持ち資材の状況
 - 様式⑤－2 資材購入予定先一覧
- (6) 機械関係
 - 様式⑥－1 手持ち機械の状況
 - 様式⑥－2 下請予定業者の手持ち機械の状況
 - 様式⑥－3 機械リース元一覧
- (7) 労務者関係
 - 様式⑦－1 労務者の確保計画
 - 様式⑦－2 工種別労務者配置計画
- (8) 建設副産物関係
 - 様式⑧－1 建設副産物の搬出地
 - 様式⑧－2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (9) 品質確保体制
 - 様式⑨－1 品質確保体制(品質管理のための人員体制)
 - 様式⑨－2 品質確保体制(品質管理計画書)
 - 様式⑨－3 品質確保体制(出来形管理計画書)
- (10) 安全衛生管理体制
 - 様式⑩－1 安全衛生管理体制(安全衛生教育等)
 - 様式⑩－2 安全衛生管理体制(点検計画)
 - 様式⑩－3 安全衛生管理体制(仮設設置計画)
 - 様式⑩－4 安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)
- (11) 施工実績
 - 様式⑪ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

(12) 信用状況

様式⑫ 信用状況

- 3 調査書類の提出は、開札日の翌日から起算して4日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を含まない。以下日数の規定において同じ。）以内に企業局総務課に持参することにより提出するものとする。
- 4 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、企業局長が必要な書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 5 調査対象者は、入札公告等に定められた提出期限までに低入札価格調査辞退届（別記様式第1号）により低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとし、提出期限までに調査書類の提出がない場合も辞退したとみなすものとする。

（低入札価格調査の実施）

- 第7条 企業局長は、調査対象者が最高評価値者又は最低価格入札者である場合、低入札価格調査書類審査マニュアル（別添2）に基づき、調査書類について低入札価格調査を実施するものとし、主管課長が必要と認める場合は、調査対象者への事情聴取や関係機関への照会を行うことができるものとする。
- 2 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内において前項に定める調査対象者の次順位者（次に評価値が高い者又は次に入札額が低い者）を落札者等とする。ただし、その者が調査対象者である場合は、低入札価格調査を行うものとする。
 - 3 企業局長は、開札の結果、複数の調査対象者がいるときは、評価値が高い者又は入札額が低い者から調査を行うものとするが、調査対象者が複数いる場合は、複数の者について並行して調査を実施することができるものとする。
 - 4 低入札価格調査の結果を踏まえ落札者等を決定しようとするときは、調査の結果を記載した低入札価格調査審議書（別記様式第2号）を調査対象者すべてに作成し、契約審査委員に提出し、その意見を求めるものとする。

（低入札価格調査における失格判断基準）

第8条 低入札価格調査の結果、低入札価格調査書類審査マニュアル（別添2）及び低入札価格調査における失格判定基準（別表）に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして調査対象者を失格とする。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(1) 対象工事と同一業種における「企業の過去5年間の県工事成績の平均点」が、対象工事と同一業種における「全企業の過去5年間の宮崎県発注工事の成績の平均点」を下回る場合又は対象工事と同一業種における企業の過去5年間の県工事成績点がない場合（建設工事共同企業体においては、当該企業を構成員として含む場合）

- ① 過去5年間とは、前年度から起算して5か年度前までの期間をいう（当該年度は含まない）。ただし、公告日が4月又は5月に属する場合は、前々年度から起算して5か年度前までの期間をいう（前年度は含まない）。
- ② 同一業種における「業種」とは、入札参加資格で設定する「建設工事の種類」

をいう。

- ③ 県の工事成績は、宮崎県（公社等を除く。）が発注した工事のうち同一業種で、①に示す期間に完成した工事に係る工事評定点により算出する。
- (2) 調査書類の全部又は一部の提出がない場合
 - (3) 調査に協力しない場合
 - (4) 設計仕様等に適合しない場合
 - (5) 積算内容が適正でない場合
 - (6) 建設副産物の処理が適正でない場合
 - (7) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
 - (8) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合
 - (9) 上記のほか、適正な工事の履行がされないおそれがあると認められる場合

（契約審査委員の審査等）

第9条 契約審査委員は、企業局入札参加資格審査要領（昭和56年6月20日局長決裁）の2に規定する入札参加資格審査会の委員をもって充てる。

- 2 契約審査委員は、入札参加資格審査会の審議に準じて審査を行い、その結果を低入札価格調査審議書に意見として記載する。
- 3 契約審査委員の審査の結果、落札者等としようとする者が、最高評価値者又は最低価格入札者以外の者であるときは、低入札価格調査審議書により企業局長の承認を受けるものとする。
- 4 前項については、低入札価格調査の結果により最高評価値者又は最低価格入札者以外の者が落札者等となった場合について行うものとする。

（低入札価格調査により失格とした者に対する理由の説明）

第10条 低入札価格調査により失格となり、落札者等不適格通知書（別記様式第3号）を受理したものは、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、失格とされた理由の説明を企業局長に書面を提出することにより求めることができる。

- 2 企業局長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、落札者等不適格理由説明書（別記様式第4号）により回答するものとする。

（落札者の決定等）

第11条 落札者を決定したときは、電子入札実施要領第18条第1項に定めるところによりその旨を入札参加者に落札決定通知書により通知するものとする。

（調査結果等の公表）

第12条 低入札価格調査を実施したときは、契約事務取扱要領（昭和58年9月2日局長決裁）に定めるところにより当該調査結果の概要を落札者決定後に公表するものとし、最高評価値者又は最低価格入札者以外の者を落札者とした場合にあっては、その理由も公表するものとする。

(調査対象者と契約する場合の措置)

第13条 調査対象者と対象工事について契約する場合、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。ただし、設計施工一括発注方式等による入札においては適用ができないものとし、政府調達に関する協定の適用を受ける工事においては第1号の適用ができないものとする。なお、別に定める場合においては、この限りでない。

(1) 対象工事に配置される主任技術者又は監理技術者とは別に、技術者を1名現場(工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。)に専任で追加配置(以下「追加配置技術者」という。)することを要し、対象工事に配置される技術者と現場代理人との兼務を認めない。

ただし、特定建設工事共同企業体の場合においては、代表構成員に必要な入札参加要件を満たす追加配置技術者を代表構成員が配置するものとする。

(2) 工事現場における施工体制の点検要領(平成13年6月25日工務課定め)による重点調査の対象とする。

(3) 土木工事施工管理の統一事項(平成22年7月県土整備部定め)による重点監督の対象とする。

(4) 調査書類に基づく工事履行の義務を有するものとし、対象工事契約後に正当な理由に基づく調査書類に記載された事項を変更する必要性が生じた場合、速やかに企業局長に報告しなければならない。

(工事完成後における実績確認調査の実施)

第14条 企業局長は、調査対象者と契約した場合、工事完成後速やかに調査対象者から次に示す低入札価格実績確認調査書類(以下「確認調査書類」という。)の提出を受け、低入札価格実績確認調査(以下「確認調査」という。)を実施するものとする。ただし、別に定める場合においては、この限りではない。

(1) 確認調査書類は、表紙(様式一表紙 低入札価格(実績確認)調査書類の提出について)を付けた低入札価格調査提出書類作成要領(別添1)に定める次の様式及び各様式の添付書類とする。ただし、企業局長が以下の示す調査に関し必要な書類の提出を求めた場合は、この限りではない。

① 低入札価格調査時の積算と工事完成後の実績対比

様式⑳-1 工事完成実績書①

様式⑳-2 実績書に対する明細書②

② 下請業者への適切な支払等の状況確認

様式㉑ 下請代金支払状況等調査表

(2) 確認調査の実施

① 低入札価格調査時の積算と工事完成後の実績対比

工事完成後の実態について、工事完成実績書(様式⑳-1)及び実績書に対する明細書(様式⑳-2)により、低入札価格調査時の積算内訳書と実績との対比及び県積算との対比を行い、調査対象者から事情聴取を行うものとする。

② 下請業者への適切な支払等の状況確認

下請代金の不払や支払期間が適切であるか等について、下請代金支払状況等調査表(様式㉑)による確認を行い、調査対象者から事情聴取を行うとともに、必

要な場合は下請負者からも事情聴取を行うものとする。

(低入札価格調査等の実効を確保するための措置)

第15条 調査対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事実を確認し通知をした日から5か年の間、企業局発注工事における低価格入札による契約を認めないものとする。

- (1) 第7条に規定する調査対象者が低入札価格調査において、虚偽の資料提出又は説明を行った場合
- (2) 第13条に規定する調査対象者が契約する場合の措置を講じなかった場合
- (3) 第14条に規定する調査対象者が対象工事完成後の確認調査において第13条第1項第4号に規定する発注機関への報告がされていない場合又は変更についての合理的な説明ができない場合
- (4) 第14条に規定する調査対象者が対象工事完成後の確認調査において確認調査に協力しない場合又は確認調査書類に不備がある場合

附 則

この要領は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行し、施行の日以降に入札公告を行うものから適用する。
- 2 この要領の適用前に入札公告を行ったものの取扱いについては、なお従前の例による。

別記

様式第1号（第6条関係）

低入札価格調査辞退届

年 月 日

宮崎県企業局長 殿

住 所
商号 又は 名称
代 表 者 氏 名 印
(共同企業体の場合は代表構成員)

年 月 日に開札のありました「(工事名)」に係る低入札価格調査書類の提出が
できませんので、低入札価格調査を辞退します。

なお、行った入札が無効と取り扱われることに異存ありません。

1 概要

項目	項目に対する内容
工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	
調 査 対 象 者 （ 所 在 地 ） （ 商 号 又 は 名 称 ） （ 代 表 者 名 ）	
予 定 価 格 （ 入 札 書 比 較 価 格 ）	円
調 査 基 準 価 格 （ 入 札 書 比 較 価 格 ）	円（入札書比較予定価格比 %）
入 札 価 格	円（入札書比較予定価格比 %）
調 査 期 間 （ 事 情 聴 取 日 ）	
調 査 を 受 け た 者 （ 事 情 聴 取 を 受 け た 者 ）	
調 査 担 当 者 （ 事 情 聴 取 者 ）	

2 調査項目の確認結果及び適否

調査項目	確認結果	適否
所定の調査様式及び添付書類の提出状況		適 ・ 否
① 積算関係		適 ・ 否
② 下請予定業者関係		適 ・ 否
③ 配置予定技術者関係		適 ・ 否
④ 契約対象工事関係		適 ・ 否
⑤ 資材関係		適 ・ 否

⑥ 機 械 関 係		適 ・ 否
⑦ 労 務 者 関 係		適 ・ 否
⑧ 建 設 副 産 物 関 係		適 ・ 否
⑨ 品 質 確 保 体 制		適 ・ 否
⑩ 安 全 衛 生 管 理 体 制		適 ・ 否
⑪ 施 工 実 績		適 ・ 否
⑫ 信 用 状 況		適 ・ 否
そ の 他		適 ・ 否

3 契約審査委員の判定

- 契約内容に適合した履行がされると認める。
(2の調査項目の確認結果及び適否において全ての項目が「適」とされた場合)
- 契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。
(2の調査項目の確認結果及び適否において1つ以上の項目が「否」とされた場合)

[理由]

委員会開催日 (年 月 日)

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
（共同企業体の場合は代表構成員）

宮崎県企業局長 印

落札者等不適合通知書

年 月 日に開札した下記の工事について、落札の決定を保留していましたが、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領に基づき調査した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、落札者等としないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 落札者等としない理由
宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領第8条（ ）に該当
（理由）

（注）2の理由については、宮崎県企業局低入札価格調査制度取扱要領の別添2低入札価格調査書類審査マニュアルの別表低入札価格調査による失格判定基準により、失格と判断した内容を記載すること。

様式第4号（第10条関係）

（文書番号）

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様
（共同企業体の場合は代表構成員）

宮崎県企業局長



落札者等不適合理由説明書

年 月 日に貴社（又は貴共同企業体）から説明請求があった工事の落札者等不適合の理由については、下記のとおりです。

記

工 事 名	
落札者不適合 の理由	